

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害等のある児童への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して、児童の絆を強め、共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。

○道徳教育の充実

発達段階に応じた道徳教育を計画的に行うことにより、人が互いに尊重し、協働して社会を形作っていく上で必要なルールやマナーを学び、規範意識を身につけることができるよう努め、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや感謝の心をもって行動できる力を育てます。また、そこで育んだ道徳観を基に自分で善悪の判断ができるような子どもを育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・集会活動やハッピータイムなどで、よりよい人間関係づくりができるように働きかけている。
- ・地域と連携し、児童が参画する体験の場を設けている。
- ・情報機器の利用について、「明新スマートルール」を元に定期的に指導を行っている。
- ・いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめを認知した際には、適切な指導を行っている。
- ・道徳科では、「考え、議論する」ことによって、自己を見つめさせたり、生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童に十分な支援を行っている。

【児童】

- ・テレビやゲーム、インターネットなどは「スマートルール」を守って利用している。
- ・道徳の時間には、考えを深めることができている。
- ・学校が楽しい。
- ・みんなで何かをするのは楽しい。
- ・こまったときに助けてくれる友達や仲間がいる。
- ・いじめを見たら、大人に知らせたり、とめたりすることができる。

【保護者】

- ・わが家では、メディアやゲーム機を使う際に、「明新スマートルール」やわが家で決めたルールを守る習慣を身に付けさせている。
- ・学校は、体験的な学習を積極的に取り入れ、学習活動の充実に取り組んでいる。
- ・学校で行っている異学年の縦割り班による児童会活動は、子どもたちの人間関係作りに役に立っている。
- ・子どものことで学校に気軽に相談できる。
- ・わが子は、学校生活を楽しくしており、友人関係も良好である。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学ぶ教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

フレンズ活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。また、スクールカウンセラーと協力して、年齢に応じた SST やアサーショントレーニングを行い、人との上手なかかわり方を学べるようにします。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、明新スマートルールを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

月に１度、児童へのいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、教育懇談会に合わせ、年２回保護者アンケートも実施します。

○教育相談体制の充実

年２回、「心のお天気調べ」を行い、それを基に学級担任やスクールカウンセラーとの個別面談を行います。それを通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

（６）いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、該当学年主任・担任

教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、サポートルーム支援員等

- (活動)
- ・ 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・ 教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・ 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・ 保護者に向けたアンケートの実施
 - ・ 記録の保存
 - ・ いじめの認知
 - ・ 「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携
 - ・ 学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

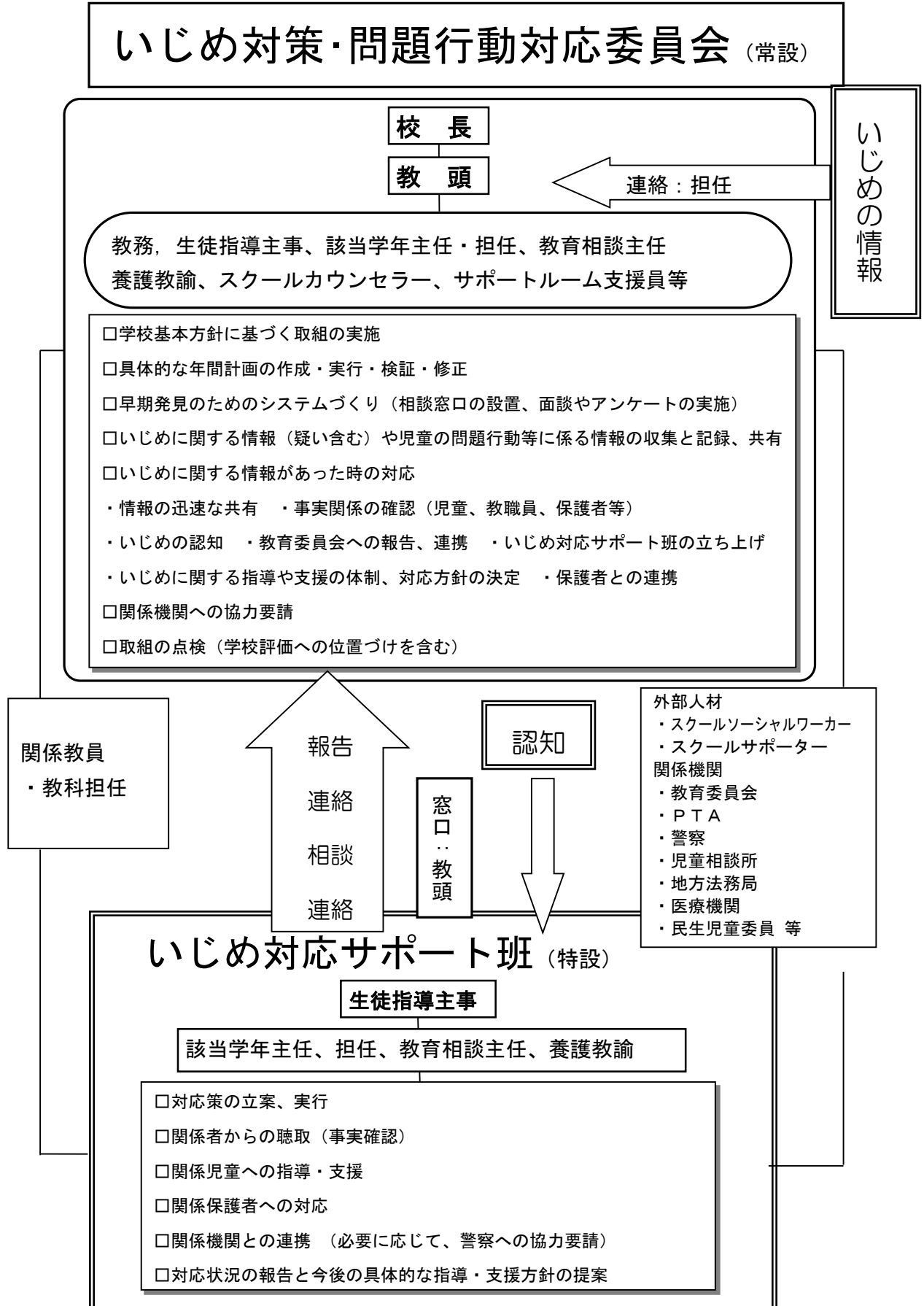
(構成員) 生徒指導主事、該当学年主任・担任、教育相談主任、養護教諭
スクールカウンセラー、サポートルーム支援員等

- (活動)
- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・ 関係者からの聴取等による情報収集

- ・ いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・ 被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・ 加害児童への指導やその保護者への説明
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

【組織図】

福井市明新小学校



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	学級作り ・ルールの徹底 友達同士の紹介 ・エンカウンター ・ソーシャルスキル					
	↓ 職員会議 ・計画周知 ・教員の意識点検 生徒指導部会 ・子どもの現状把握						
5月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・アンケート調査等 をもとに、定期的 に状況把握	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで					
	チャイルドスコープ ・気がかりな児童の 情報共有化 生徒指導部会 ・子どもの現状把握						
6月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有	縦割り活動スタート ・顔合わせ ・リーダーの存在感 ・ルール作り					
	子どもの居場所、絆づくり を意識した学級経営の実践 生徒指導部会 ・子どもの現状把握						
		校外学習 ・新しい友達づくり ・認め合い・協力					
		縦割り活動スタート ・顔合わせ ・リーダーの存在感 ・ルール作り					
		校外学習 ・新しい友達づくり ・認め合い・協力					
		ハッピータイムスタート ・縦割り遊び ・自主的、自治的な活動 ・絆づくり					
		いじめについてのアンケート（保護者向けも実施） ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで					
		教育相談週間 ・心のお天気調べ → 担任、SC と会話する機会を持つ					

縦割り活動計画
リーダーの
自覚育成縦割り活動スタート
リーダーの存在感
班員への思いを持つ校外学習
協力・自主性宿泊学習
認め合い

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策・問題行動対応委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 保護者懇談会 ・情報や意見収集 ・必要事案は指導 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで					
		夏休み前の非行防止についての学級活動					
		情報モラル教育					
		ハッピータイム ・自主的、自治的な活動 ・縦割り遊び ・認め合い					
8月	いじめ対策・問題行動対応委員会 ・取り組み評価を受け夏休み明けへの方 いじめに関する校内研修 ・7月までの反省 ・休み明けの取り組み	親子奉仕作業 ・体験、奉仕活動 ・親子の絆づくり					
9月	いじめ対策・問題行動対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 生徒指導部会 ・子どもの現状把握 チャイルドスコープ ・気がかりな児童の情報共有化	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで。 ※休み中の情報収集					
		体育大会へ向けてのフレンズ活動 ・認め合い ・絆を強める ・思いやり					
		ハッピータイム ・自主的、自治的な活動 ・縦割り遊び ・認め合い					

福井市明新小学校

8

〔1～3月〕

福井市明新小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
1 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・聞き取り→対応まで ・全校集約 ※休み中の情報収集					
	いじめに関する校内研修 ・12月までの反省 ・休み明けの取り組み 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	異校種生との交流 わくわく交流デーへの準備				来年度への自覚 すいせんまつりへの準備	
	ハッピータイム ・自主的、自治的な活動 ・縦割り遊び						
2 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで					
	学校評価より ・保護者の評価分析 ・子どもの評価分析 ・改善策の検討 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	すいせんまつりへ向けてのフレンズ活動 ・認め合い ・協力 ・絆を強める					中学校体験入学 異校種生交流
	すいせんまつり ・感謝の心 ・次学年への自覚 ・絆を強める						
3 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで					
	情 報 モ ラ ル 教 育						校内奉仕活動 ・感謝の心
	卒業証書授与式 ・練習を通じた次学年への自覚 ・自己の成長を感じる						

